

## 郡山市防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において市街地再開発事業（以下「事業」という。）を施行する者であって、社会経済情勢の変化による資材価格の高騰等の影響により、建設工事費を増額する必要が生じたものに対し、当該増額額について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付の対象者)

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年11月8日以前に福島県知事により事業計画の認可を受けている者
- (2) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者
- (3) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者に該当していない者

(補助金の交付の対象経費等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象費」という。）は、増額した建設工事費のうち本補助金を申請する年度内に支払う必要があるもの（以下「増額費用」という。）とし、補助金の額は、本補助金を申請する年度内に支払う工事費用に100分の11.5を乗じて得た額と、増額費用の額を比較して、少ない方の額とし、国からの補助金の額以内で予算の範囲内で定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金と同趣旨の補助金その他の収入がある場合は、増額費用に対する当該収入に相当する額を補助対象経費から除くものとする。

3 前2項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条の規定により申請するものとする。この場合において、同条第3号のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 増額した建設工事費の額が確認できる書類
- (2) 計画平面図
- (3) 工事工程表
- (4) 市税等納付状況照会同意書（第1号様式）

(軽微な変更の範囲)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金の交付を決定した額の増額を伴わない変更  
(補助金の交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。
- (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- (3) 事業が完了した後においても都市計画に定める建築物の要件を適正に維持すること。  
(事業の事前着手の申請等)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者が、補助金の交付の決定前に事業に着手しようとするときは、指令前着工届（第2号様式）を市長に提出して申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、指令前着工届の審査等により、事業の目的及び内容が適正であるか、当該申請の理由がやむを得ないものと認められるかなどを確認し、当該申請を承認すべきものと認めるときは、速やかに承認をしなければならない。
- 3 市長は、前項の承認をしたときは、指令前着工結果通知書（第3号様式）により、速やかに第1項の規定による申請をした者に通知するものとする。  
(実績報告)

第8条 補助金の交付の対象となる者は、事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内又は事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日まで、規則第14条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条のその他市長が必要と認めて指示する書類は、次のとおりとする。

- (1) 増額した建設工事費の額が確認できる書類
- (2) 工事等契約書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 竣工写真  
(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付の対象となる者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(財産処分の制限)

第9条 規則第20条ただし書に規定する市長が定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定められている財産の耐用年数等に相当する範囲内とする。
- (2) 事業の財源の全部又は一部が国又は県が交付する補助金等であるときは、当該財産の処分の制限の期間は、当該補助金等に係る財産の制限の期間と同

一の期間とする。

2 規則第20条第3号に規定する別に指定するものは、その取得価格が10万円以上のものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

## 同意書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所（所在地）

---

生年月日（設立年月日）

---

（フリガナ）

氏名（法人名）

---

（法人の場合、代表者氏名）

---

私（法人（団体）含む）は、郡山市防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金の交付申請に伴い、郡山市税等の次の税目について、納付状況（税目・税額・申告の有無等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

### 【確認税目】

個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税、事業所税、入湯税、国民健康保険税

年 月 日

郡山市長

住所

氏名

（団体にあつては団体名及び代表者氏名）

指令前着工届

年度郡山市防災・省エネまちづくり緊急促進事業において、下記のとおり指令前に着工したいので、お届けします。

記

1 事業種目等

単位「千円」

事業名					
施行地区 (施行箇所)	事業内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	備考

2 理由

（文書の記号）第 号  
年 月 日

指令前着工結果通知書

様

郡山市長

年 月 日付けで提出された 年度郡山市防災・省エネまちづくり緊急促進事業の指令前着工届について郡山市防災・省エネまちづくり緊急促進事業補助金交付要綱第4条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 指令前着工について承認する。
- 2 本通知は、補助決定を確約するものではないので、事業実施について疑義が生じた場合は事前に協議すること。
- 3 本通知より前に事業に着手した部分については、補助対象外となるので補助事業費算出にあたっては十分留意すること。